

別紙（１） 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途	提供する特定個人情報
1	厚生労働大臣	50	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報であって主務省令で定めるもの